

令和8年7月24日提出

職員の懲戒処分

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年7月24日(金)
場 所	
内 容	職員に対し懲戒処分を行いました。 1. 被処分者 男性職員(20代) 2. 処分内容 減給10分の1 3月 3. 処分年月日 令和8年7月24日 4. 処分理由 被処分者は、令和8年2月から5月にかけて、女性職員に対し「セクシュアルハラスメントに該当する発言」を繰り返し行ったことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により懲戒処分を行いました。 5. 関係者の処分 管理責任として、被処分者の上司を文書訓告としました。 6. その他 公表による女性職員への心理的影響への配慮やプライバシーの保護が必要と判断し、被処分者の所属及び職名、具体的な内容等については、公表を控えさせていただきます。
問い合わせ先	諫早市総務部職員課 木下 電話番号:0957-22-1500(内線3560) E-mail:shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	